



## 一、最新中国法令

### ● 商务部关于废止和修改部分规章的决定

【发布单位】商务部  
【发布文号】商务部令 2021 年第 2 号  
【发布日期】2021-05-10  
【实施日期】2021-05-10  
【内容提要】该决定对商务部发布的部分规章进行了废止和修改，包括：

- 废止《经营者集中申报办法》、《经营者集中审查办法》、《未依法申报经营者集中调查处理暂行办法》和《关于经营者集中附加限制性条件的规定（试行）》4 部规章；
- 修改《对外贸易经营者备案登记办法》等 3 部规章。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202105/20210503062498.shtml>

### ● 商务部 2021 年规章立法计划

【发布单位】商务部  
【发布日期】2021-05-19  
【内容提要】该立法计划包括：

- 修订《单用途商业预付卡管理办法（试行）》；
- 制定《反倾销期终复审规则》、《反倾销价格承诺规则》等；
- 修订《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》，放宽外国投资者对上市公司战略投资限制，创新监管方式。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://images.mofcom.gov.cn/...>

### ● 最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的补充安排

【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法释〔2020〕13 号  
【发布日期】2021-05-18  
【内容提要】该司法解释的第一条、第四条已自 2020 年 11 月 27 日起施行。现香港特别行政区已完成有关程序，第二条、第三条自 2021 年 05 月 19 日起施行。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.court.gov.cn/...>

## 一、最新中国法令

### ● 一部規則の改廃に関する商務部による決定

【発布機関】商務部  
【発布番号】商務部令 2021 年第 2 号  
【発布日】2021-05-10  
【実施日】2021-05-10  
【概要】本決定では、商務部が公布した一部の規則を廃止、改正することを決定した。それには、以下の内容が含まれる。

- 「事業者集中申告弁法」、「事業者集中審査弁法」、「法に依拠して申告していない事業者集中の調査処理暫定弁法」及び「事業者集中の付加制限条件に関する規定（試行）」という 4 つの規則を廃止した。
- 「対外貿易事業者届出登記弁法」等 3 つの規則を改正した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202105/20210503062498.shtml>

### ● 商務部 2021 年規則立法計画

【発布機関】商務部  
【発布日】2021-05-19  
【概要】本立法計画には、以下の内容が含まれる。

- 「単一用途商業プリペイドカード管理弁法（試行）」を改正すること。
- 「アンチダンピング期末再審規則」、「アンチダンピング価格承諾規則」等を制定すること。
- 「外国投資者による上場会社への戦略投資管理弁法」を改正し、外国投資者の上場会社への戦略投資に関する制限を緩和し、監督管理方式のイノベーションを行うこと。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://images.mofcom.gov.cn/...>

### ● 中国本土と香港特别行政区との間における仲裁判断の相互執行に関する最高人民法院による追加取り決め

【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法释〔2020〕13 号  
【発布日】2021-05-18  
【概要】本司法解释の第一条、第四条は、2020 年 11 月 27 日から施行されている。現在、香港特别行政区は、かかる手続きを完了させており、第二条、第三条が 2021 年 5 月 19 日から施行された。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.court.gov.cn/...>

### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

- [中国人民银行就《动产和权利担保统一登记办法》公开征求意见](#)

为贯彻落实《国务院关于实施动产和权利担保统一登记的决定》，做好全国动产和权利担保统一登记服务，中国人民银行对《应收账款质押登记办法》进行了修订，起草了《动产和权利担保统一登记办法（修订征求意见稿）》，现向社会公开征求意见（截止日期：2021年06月03日）。

（里兆律师事务所 2021年05月22日编写）

## 三、里兆解读

- [《民法典》背景下的职务代理与企业风险防范（连载之二/共三篇）](#)

在第726期《里兆法律资讯》中，我们介绍了“《民法典》中职务代理的解读”和“企业经营活动中的职务代理与无权代理以及其他代理、代表的区分”。接下来我们介绍职务代理在企业经营活动中的“问题应对”。

### 三、职务代理在企业经营活动中的“问题应对”

笔者罗列了企业经营活动中常见的与职务代理相关或类似的行为，供企业参考：

**Q1: 劳务派遣、退休返聘、兼职、服务外包等未被代理的企业签订劳动合同的人员，从事职务代理的行为有效吗？**

根据《民法典》170条第1款规定，执行法人或者非法人组织工作任务的人员，就其职权范围内的事项，以法人或者非法人组织的名义实施的民事法律行为，对法人或者非法人组织发生效力。

职务代理强调的是“执行工作任务的人员”，并未强制要求必须是与企业签订劳动合同的员工。司法实践中，亦存在大量劳务派遣、退休返聘、兼职、

### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

- [中国銀行が「動産及び権利の担保化登記一元化弁法」についてパブリックコメントを募集している](#)

「動産及び権利の担保化登記一元化実施に関する国務院による決定」を貫徹し、全国範囲で動産及び権利の担保化登記一元化を遂行するために、中国銀行は、「売上債権質権設定登記弁法」を改正し、「動産及び権利の担保化登記一元化弁法（改正意見募集案）」を起草し、パブリックコメントを募集している（締切日は、2021年6月3日である）。

（里兆法律事務所が2021年5月22日付で作成）

## 三、里兆解説

- [「民法典」を背景にした職務代理と企業のリスク対策（連載の二/全三回）](#)

第726期「里兆法律情報」では、「『民法典』における職務代理の解釈」及び「企業の経営活動における職務代理と無権代理及びその他代理、代表との違い」を紹介した。以下続けて企業の経営活動における職務代理の「問題対応」を紹介する。

### 三、企業の経営活動における職務代理の「問題対応」

企業の参考に供するべく、企業の経営活動においてよく見受けられる職務代理に関係する又は類似する行為を以下の通り列挙している。

**Q1: 被代理企業と労働契約を締結していない労働派遣、定年退職後の再雇用、兼職、業務委託等人員による職務代理行為は有効であるか？**

「民法典」170条第1項によると、法人又は非法人組織の業務任務を遂行する者が、自己の職権範囲内の事項に関して、法人又は非法人組織の名で行った民事法律行為は、法人又は非法人組織に対して効力が発生することになっている。

職務代理については、「業務任務を遂行する人員」であることが強調されているのであって、企業との間で労働契約を締結している従業員であることは必須条件にはな

服务外包等人员构成职务代理的案例。

因此，为企业执行工作任务，且相对人为善意的前提下，劳务派遣、退休返聘、兼职、服务外包等人员从事的职务代理行为也是合法有效的。

**Q2: 员工超越经营范围，以企业名义与善意相对人订立合同的行为，合法有效吗？**

根据《民法典》第 505 条规定，当事人超越经营范围订立的合同的效力，应当依照本法第一编第六章第三节和本编的有关规定确定，不得仅以超越经营范围确认合同无效。

因此，员工超越经营范围的职务代理行为通常是合法有效的，除非违反国家限制经营、特许经营、禁止经营以及法律、行政法规的效力性强制性规定。

**Q3: 员工未经企业允许，偷盖企业公章，或者私刻假公章，以企业名义与善意相对人订立合同的效力如何？**

根据《全国法院民商事审判工作会议纪要》（暨《九民纪要》）第 41 条规定，司法实践中，有些公司有意刻制两套甚至多套公章，有的法定代表人或者代理人甚至私刻公章，订立合同时恶意加盖非备案的公章或者假公章，发生纠纷后法人以加盖的是假公章为由否定合同效力的情形并不鲜见。人民法院在审理案件时，应当主要审查签约人于盖章之时有无代表权或者代理权，从而根据代表或者代理的相关规则来确定合同的效力。

法定代表人或者其授权之人在合同上加盖法人公章的行为，表明其是以法人名义签订合同，除《公司法》第 16 条等法律对其职权有特别规定的情形外，应当由法人承担相应的法律后果。法人以法定代表人事后已无代表权、加盖的是假章、所盖之章与备案公章不一致等为由否定合同效力的，人民法院不予支持。

代理人以被代理人名义签订合同，要取得合法授权。代理人取得合法授权后，以被代理人名义签订的合同，应当由被代理人承担责任。被代理人以代理人事后已无代理权、加盖的是假章、所盖之章与备案公章不一致等为由否定合同效力的，人民法院不予支持。

っていない。司法実践においても、労働派遣、定年退職後の再雇用、兼職、業務委託等の人員について職務代理が成立した事例が多数存在している。

従って、企業のために業務任務を遂行し、しかも相手方が善意であった場合、労働派遣、定年退職後の再雇用、兼職、業務委託等の人員が行った職務代理行為も適法且つ有効である。

**Q2: 従業員が経営範囲を逸脱して、企業の名で善意の相手方と契約を締結する行為は適法且つ有効であるか？**

「民法典」第 505 条によると、当事者が経営範囲を逸脱して締結した契約の効力は、本法第 1 編第 6 章第 3 節及び本編の関連規定に照らし確定しなければならず、経営範囲を逸脱していることのみをもって、契約が無効であることを確認してはならないことになっている。

従って、経営制限、フランチャイズ、経営禁止に係る国の規定又は効力に関する法律、行政法規の強行規定に違反している場合を除き、従業員による経営範囲を逸脱した職務代理行為は通常、適法且つ有効である。

**Q3: 従業員が企業の許可を得ずに、企業の公印を盗用し、又は公印を偽造して、企業の名で善意の相手方と締結した契約の効力はどうなるか？**

「全国裁判所民商事審判作業会議議事録」（「九民紀要」とも言う）の第 41 条によると、司法実践において、意図的に公印を 2 個ひいては数個作成している会社もあり、また、法定代表人又は代理人が勝手に公印を作成して、届出を行っていない公印又は偽物の公印を契約締結時に悪意をもって捺印し、紛争が発生した時に、偽物の公印が捺印されていることを理由に、法人が契約の効力を否認するケースは少なからずある。人民法院は事案を審理する際、契約締結者は捺印時に代表権又は代理権を有していたか否かを主に審査し、代表又は代理の関係規則に基づき契約の効力を確定するようにしなければならない。

法定代表人又はその授權を受けた者が契約に法人の公印を捺印する行為は、契約が法人の名で締結されたことを意味することになるため、「会社法」第 16 条等の法律にその者の職権について特段の定めのある場合を除き、法人に係る法律効果を負わなければならない。法定代表者の代表権は事後的に消滅していること、捺印されているのは偽物の公印であること、捺印されている公印は届出を行っている公印と一致していないこと等を理由に、法人が契約の効力を否認しても、人民法院はこれを支持しない。

代理人が被代理人の名で契約を締結するに際しては、適法に授權を受ける必要がある。代理人が適法に授權された後、被代理人の名で締結した契約について、被代理人が責任を負わなければならない。代理人の代理権は事後的に消滅していること、捺印されているのは偽物の公印であること、捺印されている公印は届出を行っている公印と一致していないこと等を理由に、被代理

因此，员工未经企业允许，偷盖企业公章，或者私刻假公章，以企业名义与善意相对人订立合同的，合同有效。企业由此造成的损失，有权向员工追偿。

**Q4：员工离职后仍持有企业名片、介绍信、授权委托书、盖章的空白合同书等职务凭证，以企业名义与善意相对人订立合同的效力如何？**

根据《民法典》第 172 条规定，行为人没有代理权、超越代理权或者代理权终止后，仍然实施代理行为，相对人有理由相信行为人有代理权的，代理行为有效。

因此，员工离职后，企业未予妥善回收相关职务凭证，亦未以合理方式通知相对人的，相对人“有理由相信该员工有代理权”时，构成表见代理，合同有效。企业由此造成的损失，有权向离职员工追偿。

但是，如果相对人知情，或者存在过失的（例如，未尽到谨慎审查的义务），则该离职员工的行为构成无权代理，不构成表见代理。企业可以不予追认，其订立的合同对企业亦不产生效力。

**Q5：法定代表人以企业名义订立合同，未盖公章，合同的效力如何？**

根据《民法典》第 61 条规定，依照法律或者法人章程的规定，代表法人从事民事活动的负责人，为法人的法定代表人。法定代表人以法人名义从事的民事活动，其法律后果由法人承受。法人章程或者法人权力机构对法定代表人代表权的限制，不得对抗善意相对人。

在企业的日常经营活动中，法定代表人基于法律规定天然代表公司，法定代表人享有对外从事经营活动的绝对自由，其以企业名义订立的合同，哪怕未盖公章，也是合法有效的。

**Q6：行为人伪造企业公章、合同书或者授权委托书等，假冒企业名义与善意相对人订立合同的效力如何？**

根据《民法典》第 171 条第 1 款规定，行为人没有代理权、超越代理权或者代理权终止后，仍然实施代理行为，未经被代理人追认的，对被代理人不发生效力。

人が契約の効力を否認しても、人民法院はこれを支持しない、ということになっている。

従って、従業員が企業の許可なく、企業の公印を盗用した、又は公印を偽造し、企業の名で善意の相手方と契約を締結した場合、契約は有効である。その場合、企業はこれによって生じた損失を従業員に求償する権利を有する。

**Q4：従業員が離職後も、企業の名刺、紹介状、委任状、捺印された白紙の契約書等の職務上の書類を所持したまま、企業の名で善意の相手方と締結した契約の効力はどうなるか？**

「民法典」第 172 条によると、行為者が代理権を有さず、代理権を逸脱し、又は代理権が終了してもなお代理行為を実施し、相手方が行為者に代理権があると思えるに足る理由がある場合、その代理行為は有効であるとしている。

従って、従業員が離職した後、企業が関連する職務上の書類を適切に回収しておらず、また合理的な方法で相手方に通知しておらず、相手方が「従業員に代理権があると思えるに足る理由がある」場合、表見代理が成立し、契約は有効である。企業は、これによって生じた損失を当該離職した従業員に求償する権利を有する。

しかし、相手方が事情を知っていた、又は相手方に過失がある場合（例えば、慎重審査義務をしっかりと果たしていなかった場合）、当該離職した従業員の行為は無権代理となり、表見代理は成立しないことになる。企業はそれを追認しないことができ、その場合、当該離職した従業員によって締結された契約も企業に対して効力を生じない。

**Q5：法定代表者が企業の名で締結した契約に公印が捺印されていない場合、契約の効力はどうなるか？**

「民法典」第 61 条によると、法律又は法人の定款の規定に基づき、法人を代表し民事活動を行う責任者が法人の法定代表者であり、法定代表者が法人の名で行った民事活動の法律効果は、法人が負う。法人の定款又は法人の権力機関により、法定代表者の代表権が制限されていることをもって、善意の相手方に対抗してはならないことになっている。

企業の日常的な経営活動において、法定代表者は法律規定によって、会社を代表して経営活動に対外的に従事する絶対的自由が与えられているため、法定代表者が企業の名で締結した契約は公印が捺印されていなくても、適法且つ有効である。

**Q6：行為者が企業の公印、契約書又は委任状等を偽造し、企業の名を冒用し、善意の相手方と締結した契約の効力はどうなるか？**

「民法典」第 171 条第 1 項によると、行為者が代理権を有さず、代理権を逸脱し、又は代理権が終了してもなお代理行為を実施し、被代理人によって追認されなかった場合、被代理人に対して効力が発生しないことになっている。

因此，合同对企业不产生效力。企业可以向行政部门、公安部门投诉、举报，以追究相关行为人的法律责任。

#### Q7: 员工在职务工作以外的个人行为是否构成职务代理?

根据《民法典》第 170 条第 1 款规定，执行法人或者非法人组织工作任务的人员，就其职权范围内的事项，以法人或者非法人组织的名义实施的民事法律行为，对法人或者非法人组织发生效力。

需要结合职务代理的三个构成要件（执行工作任务、职权范围事项、以企业名义）进行综合考察。例如，员工以企业名义，员工的行为发生的场所在企业的会议室，员工的行为与其职权范围相关，此时，由于员工的行为具有一定的职务外观，所以也有可能对善意相对人构成职务代理。反之，与职务代理的三个构成要件完全无关的个人行为，不构成职务代理。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续对职务代理在企业经营活动中的“问题应对”和企业对职务代理等的风险防范进行解析。

（作者：里兆律师事务所 赵强、沈伟良；实习生 张庆旭亦有贡献）

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [《数据安全法》、《个人信息保护法》二次审议](#)
- [《民法典》背景下的职务代理与企业风险防范](#)

従って、契約は企業に対して効力が発生しない。企業は行政部門、公安部門に苦情を申し立て、通報し、当該行為者の法的責任を追及することができる。

#### Q7: 従業員の職務外の個人的な行為によって、職務代理が成立するのか?

「民法典」第 170 条第 1 項によると、法人又は非法人組織の業務任務を遂行する人員が、その職権範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名で民事法律行為を実施した場合には、法人又は非法人組織に対して効力が生ずることになっている。

職務代理に係る 3 つの構成要件（業務任務遂行、職権範囲内の事項、企業の名）と合わせて考察する必要がある。例えば、従業員が企業の名で行動し、従業員の行為が行われた場所が企業の会議室であり、従業員の行為は自己の職権範囲内のもとの関連性がある場合、従業員の行為は職務上の行為であるかのような外観を呈することになるため、善意の相手方に対して職務代理が成立する可能性もある。逆に言えば、職務代理に係る 3 つの構成要素と全く関係のない個人的な行為によって、職務代理が成立することはないということになる。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、企業の経営活動における職務代理の「問題対応」及び職務代理等に対する企業におけるリスク対策についてさらに読み解く。

（里兆法律事務所の趙強、沈偉良が作成した。また、実習生の張慶旭も作成に貢献した）

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [「データ・セキュリティ法」、「個人情報保護法」第二回目の審議](#)
- [「民法典」を背景にした職務代理と企業のリスク対策](#)